



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和2年10月1日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 早坂 邦彦

専門監督官 寺島 奈月

電話 022 (299) 8841

「守ってね！最低賃金。」 10月1日から時間額は825円

～宮城県最低賃金の周知・広報の取組について～

宮城県最低賃金は、本年10月1日から、1円引き上げられ、時間額 **825円** に改正されます。

宮城労働局（局長 ^{もうり}毛利 ^{ただし}正）では、新たな宮城県最低賃金額を、事業主、労働者のみならず、県民の皆様に幅広く周知することが重要と考え、俳優の **のん** さんの「守ってね！最低賃金。」のキャッチフレーズのポスター、リーフレットなどを用いて、別紙のとおり、周知・広報取組を行いますので、この取組内容に関してもお知らせします。

宮城県内において、10月1日以降の賃金額が最低賃金額を下回っていないか、事前の確認を行い、適切に対応されるよう周知いただきますよう、お願いいたします。

添付資料

- 1 リーフレット「守ってね！最低賃金。」
- 2 宮城県最低賃金改定のお知らせ

別紙

令和2年度宮城県最低賃金の周知・広報取組について

1 交通機関を活用した広報

JR主要駅には、のんさんの「守ってね！最低賃金。」ポスターを掲示します。

2 宮城労働局による広報

宮城労働局、労働基準監督署、ハローワーク庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、宮城労働局HP（ホームページ）において、最低賃金に関する資料や情報、引上げのための助成金等の支援策を含めて情報提供をします。

メールマガジンでも情報提供しますので、是非登録をお願いします。

3 コミュニティFMによる広報

地域に密着したコミュニティFM各局の御協力により、最低賃金改正に関するお知らせをします。

4 国、県の関係行政機関の広報

国、県、市町村の関係行政機関の御協力により、庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、HP・市町村広報誌（紙）に最低賃金のお知らせが掲載されます。

5 関係使用者団体及び労働団体の広報

機関紙・HPを有する使用者団体及び労働団体の御協力により、事務所、関係事業場において、ポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、

HP・広報誌（紙）へ最低賃金のお知らせが掲載されます。

6 教育委員会、大学・高等学校等による学生への広報

教育委員会及び県下の大学・高等学校・専門学校等の御協力により、校内でのポスターの掲示のほか、リーフレット等の窓口での配布等が行われます。

守ってね！最低賃金。

パート、アルバイトの方、学生さんも
すべてのひとに適用されます。
自分の最低賃金、ちゃんと調べようね。

宮城県 最低賃金



825 円

令和2年
10月1日から
[時間額]

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/> [最低賃金制度](#) [検索](#)



最低賃金に関するお問い合わせは

宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ

宮城労働局ホームページアドレス

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を
保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されるんです。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記1,2,3が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょ！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

最大450万円を助成

業務改善
助成金

「業務改善助成金」は、生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索

賃金引上げを
支援する助成金を
積極的に
利用しましょう。



専門家による無料相談を
実施しています。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り
組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R2.9)

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **825** 円

令和2年10月1日から！
（9月30日までは時間額824円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金^{*}と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額825円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給143,100円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 143,100 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 826 \text{ 円} \geq 825 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。